

# 木更津市宿泊税検討委員会報告書 (案)

令和 8 年 7 月      日

## 目 次

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 第 1 | はじめに           | 1  |
| 第 2 | 木更津市の状況        | 2  |
| 1   | 人口構造の推移        | 2  |
| 2   | 産業・交通          | 3  |
| 3   | 観光の状況          | 5  |
| 4   | 財政の状況          | 10 |
| 第 3 | 宿泊税の導入の検討について  | 15 |
| 1   | 財源の検討          | 15 |
| 2   | 宿泊税の検討にあたり     | 16 |
| 第 4 | 宿泊税の使途         | 18 |
| 1   | 使途の検討          | 18 |
| 第 5 | 千葉県の宿泊税        | 22 |
| 1   | 千葉県の宿泊税制度設計    | 22 |
| 2   | 千葉県が取り組む観光振興施策 | 23 |
| 第 6 | 宿泊税の課税要件       | 24 |
| 1   | 課税要件           | 24 |
| 第 7 | 検討のおわりに        | 26 |
|     | 参考資料編          | 29 |

## 第1 はじめに

木更津市は、東京湾アクアラインをはじめとする良好な交通アクセスを背景に、大型商業施設や潮干狩り場、各種レジャー施設など多様な観光資源を有しており、年間を通じて多くの来訪者を迎えている。

一方、観光を取り巻く環境の変化に伴い、本市においては、観光情報の発信力の強化や観光施設間の周遊性の向上、目的地までの移動利便性の改善などが課題となっている。これらの課題に対応し、来訪者の満足度向上や地域内での周遊促進を図るとともに、将来にわたり持続可能な観光地づくりを推進するためには、その取組を支える安定的かつ継続的な財源の確保が必要となっている。

こうした中、千葉県においては、コロナ禍以降に深刻化している宿泊・観光産業における人材不足への対応や、インバウンド誘客及び観光客の周遊促進を目的として、宿泊税の導入に向けた検討が進められており、千葉県が徴収する宿泊税については、税収の一定割合が市町村への交付金として配分されるとともに、市町村が地域の実情に応じて独自に宿泊税を上乗せして課税することが可能な制度とする方針が示されている。

このような状況を踏まえ、本市においては、市独自の宿泊税導入の可否、導入する場合の制度設計及び税収の使途について、専門的かつ多角的な視点から審議するため、令和7年5月に「木更津市宿泊税検討委員会」を設置した。

本委員会は、学識経験者、観光・宿泊事業者、経済団体等の委員により構成され、本市の観光を取り巻く現状と課題、財政状況、宿泊事業者等への影響、税収の活用方策などについて真摯な議論を重ねてきた。

本報告書は、これまでの検討経緯や審議の内容等を整理し、本市における宿泊税制度のあり方について取りまとめたものである。

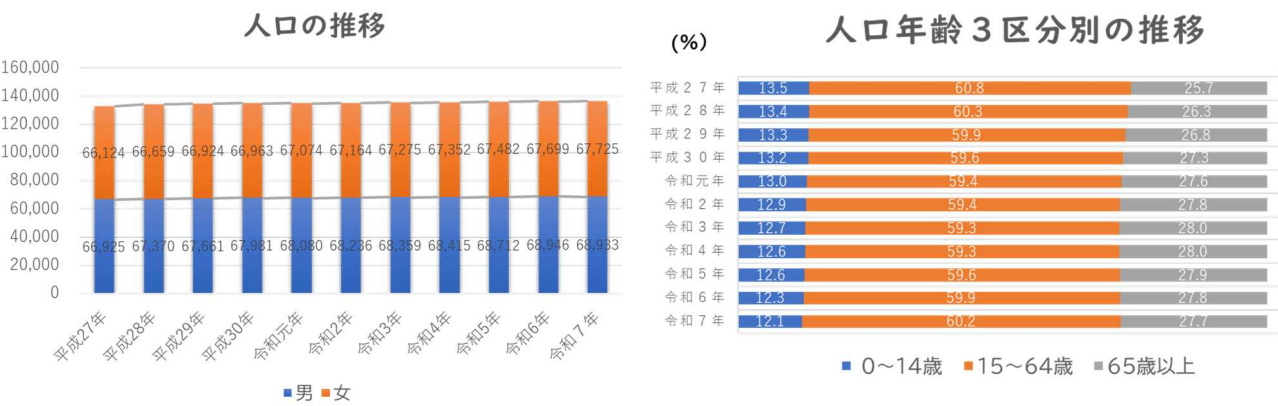
## 第2 木更津市の状況

### 1 人口構造の推移

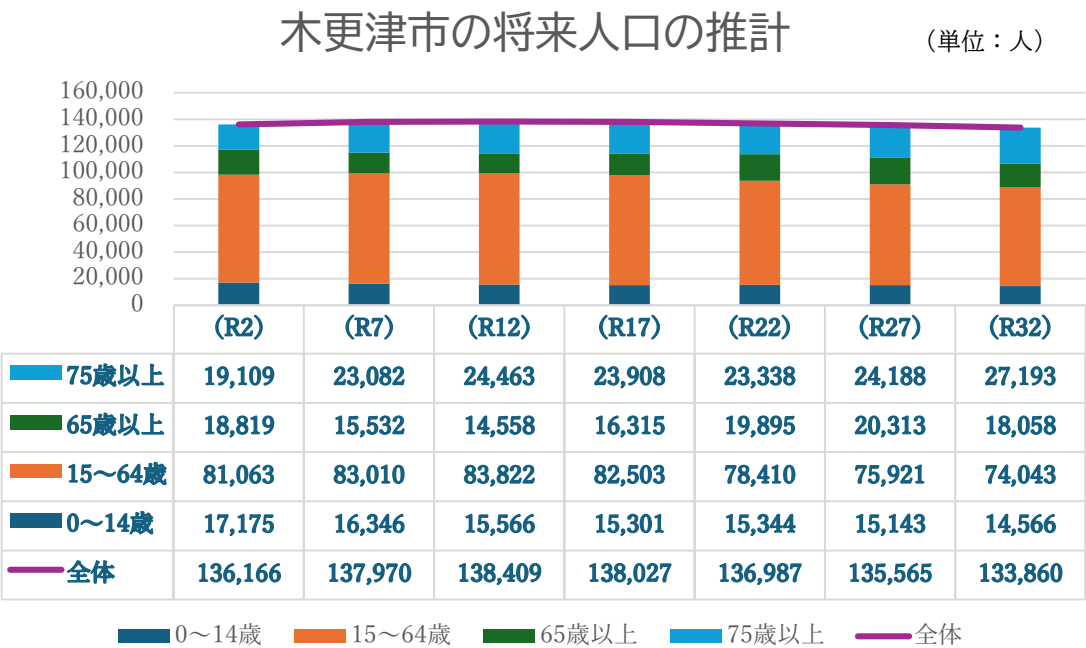
木更津市の人口はおおむね横ばいで推移しており、現在は、緩やかな増加傾向にある。

しかし、人口は令和12年を境に減少傾向となることが見込まれ、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加に転じると見込まれている。

これにより市税収入の落込みや医療費や介護費などの社会保障費の増加が予想される。



出典：木更津市「住民基本台帳人口」（平成27年～令和7年）

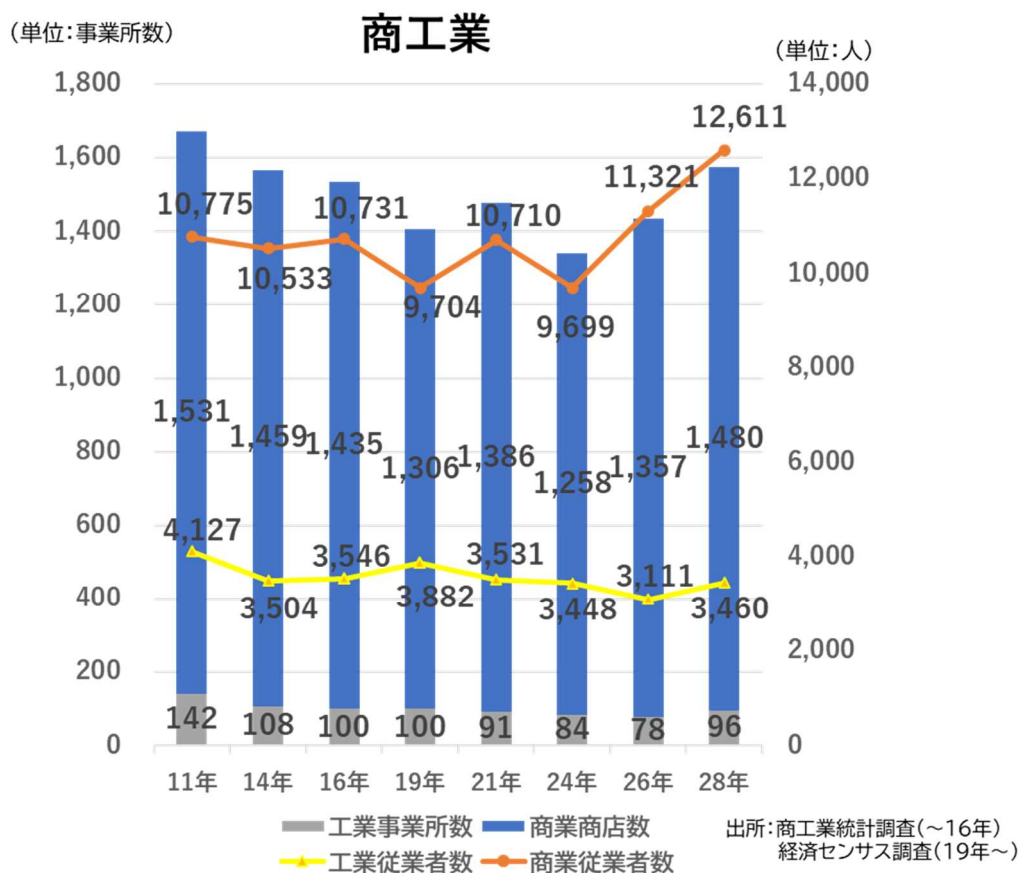
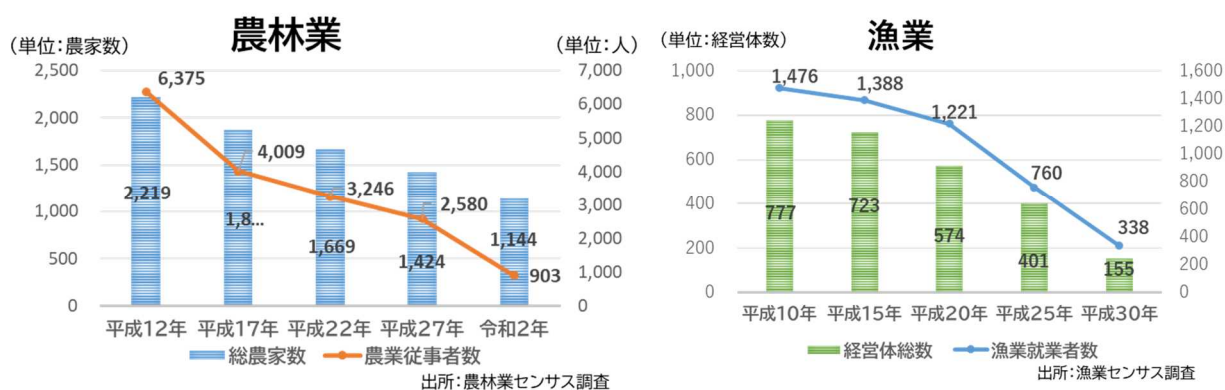


国立社会保障・人口問題研究所 (<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/mainmenu.asp>)

## 2 産業・交通

### (1) 産業

木更津市の産業については、農林業及び漁業において、経営体数や従事者数等が平成10年代と比較して大きく減少している。一方、商工業については、商業分野では商店数及び従事者数が増加傾向にあるものの、工業分野では事業所数及び従業員数が微減傾向にある。

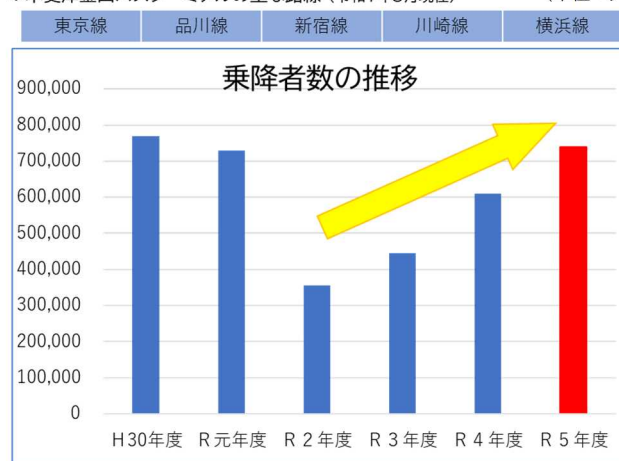


## (2) 交通

木更津市では高速バスの路線が、東京線、品川線、新宿線、川崎線、横浜線と5つある。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、乗降者数は令和2年度に急激に落ち込んだものの、観光需要喚起策などの影響やコロナの収束により、回復傾向にある。

\*木更津金田バスターミナルの主な路線（令和7年3月現在）

（単位：人）



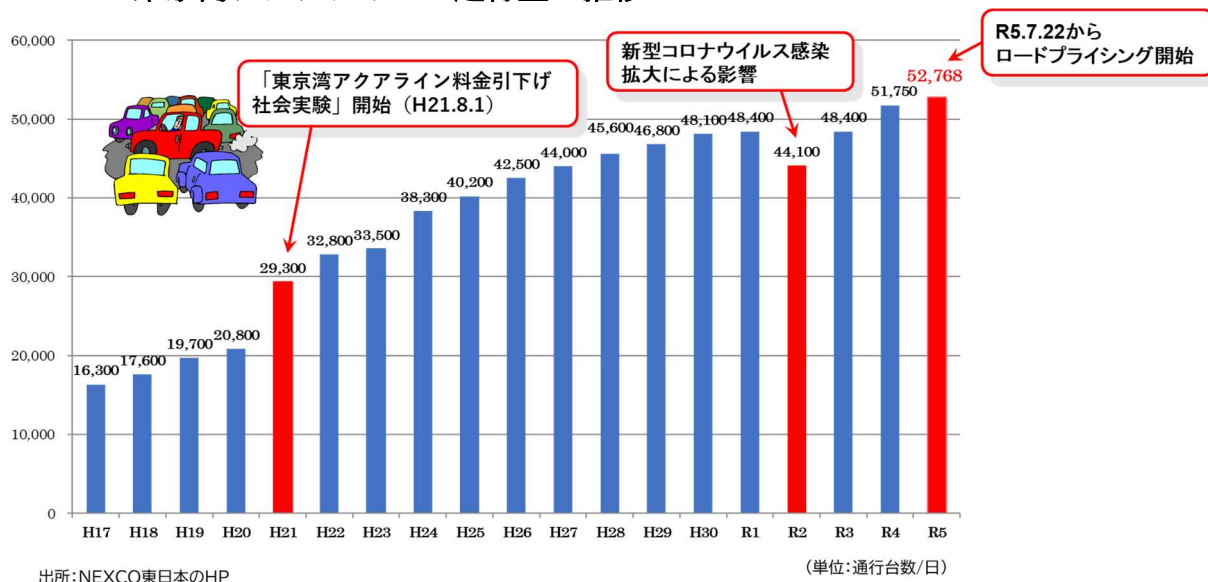
出所：木更津市地域政策室

東京湾アクアラインの通行量については段階的な通行料の引き下げ等により、増加傾向にある。

交通量の分散、渋滞緩和を目的として導入されたロードプライシング（時間帯変動料金制）の社会実験を令和5年7月22日に千葉県が開始した。

効果としては、令和6年8月27日「東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会」にて、ロードプライシング開始前、開始後の1年間で全体の交通量は1日約800台増加したにもかかわらず、渋滞の発生割合は85%から68%程度まで減少したと報告された。

### ■東京湾アクアラインの通行量の推移



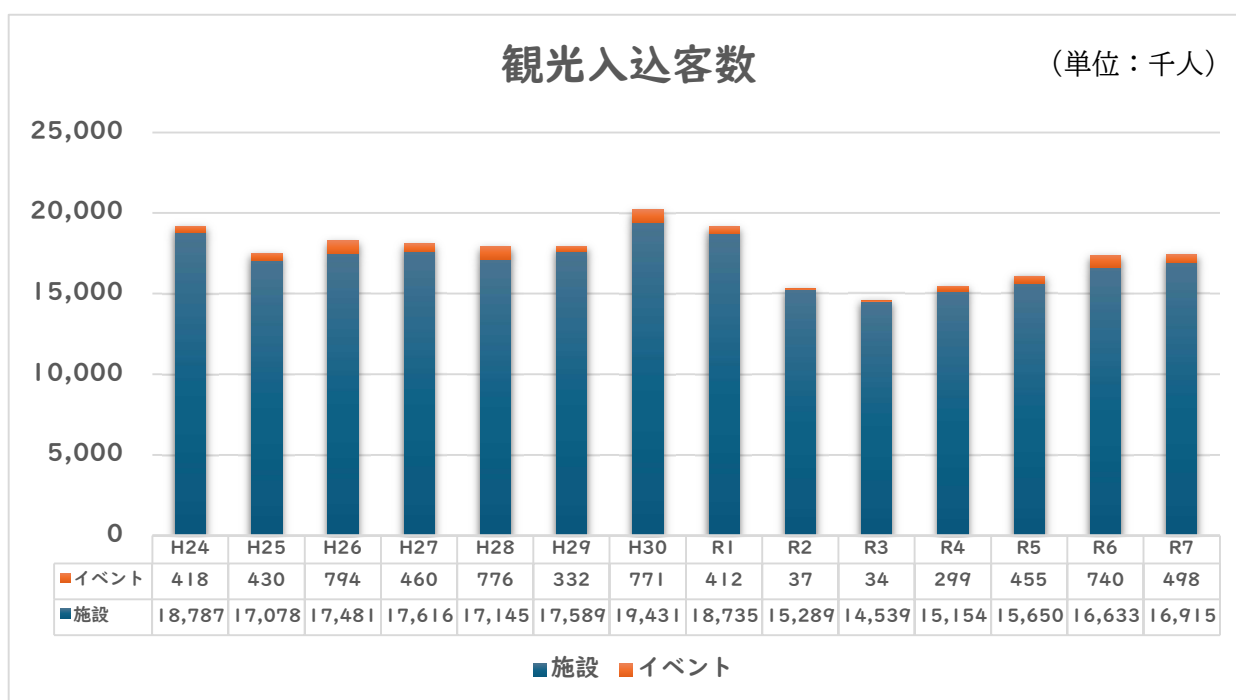
### 3 観光の状況

#### (1) 観光入込客数の推移

木更津市における観光入込客数は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2、3年と落ち込んだものの、徐々に回復傾向にある。

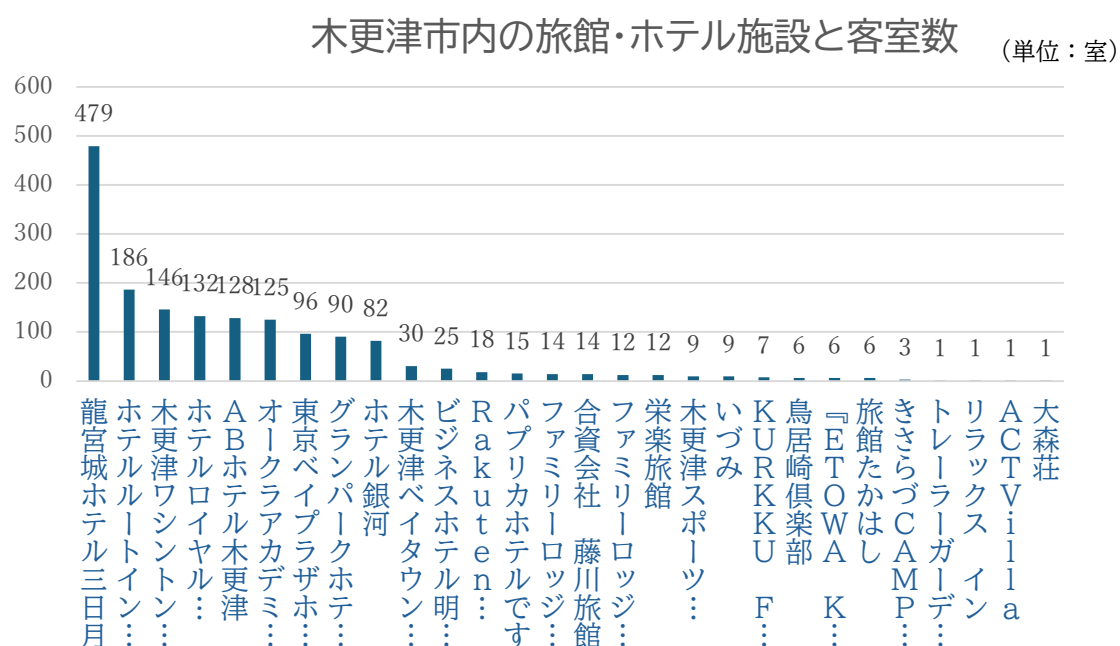
観光客の訪問先は、「三井アウトレットパーク木更津」や「道の駅木更津うまいたの里」、「海ほたる」等の観光施設が多い。

また、イベントでは「木更津港まつり」や「KISARAZU ORGANIC CITY FESTIVAL」を目的とした来訪が多く、隔年でイベントの入込客数が増加するのは「アクアラインマラソン」の影響が大きい。



## (2) 宿泊施設の現況

木更津市内の旅館・ホテル施設における客室数の合計は1,653室、1施設当たりの平均客室数は59室、中央値は14室となる。平均客室数を上回る施設は9施設であり、1,464室となっている。種別は旅館・ホテル営業が多くを占めており、いわゆるビジネスホテルが多い。



〈出典〉

「千葉県オープンデータサイト」(千葉県 HP) における環境衛生関係施設一覧の「旅館・ホテル一覧」から施設名を取得し、各宿泊施設 HP 等から客室数を取得

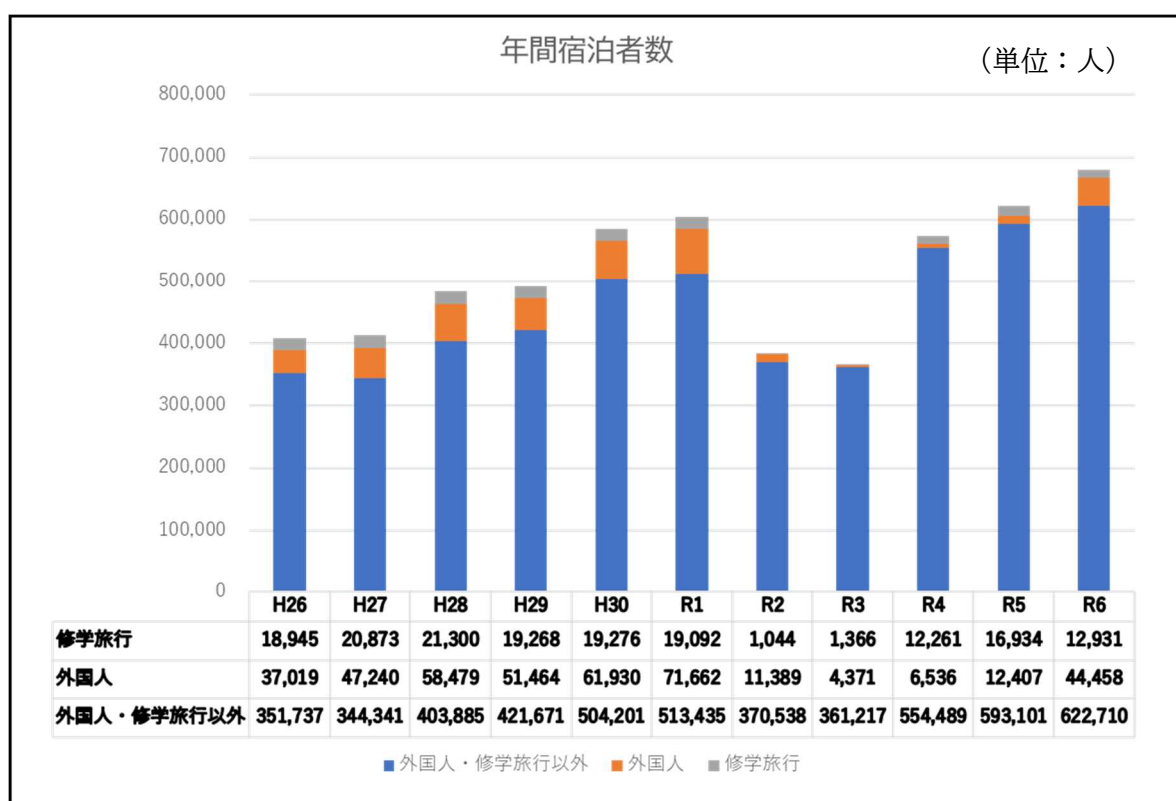
| 種別       | 施設数 | 客室数   |
|----------|-----|-------|
| 旅館・ホテル営業 | 23  | 1,641 |
| 簡易宿所営業   | 6   | 12    |
| 合計       | 29  | 1,653 |



### (3) 宿泊者数の推移

木更津市の宿泊者数の延べ人数はコロナ禍前の令和元年では、修学旅行での宿泊者が1万9,092人、外国人宿泊者が7万1,662人、それ以外の宿泊者が51万3,435人で合計60万4,189人となったものの、令和2年・3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に減少した。以降は回復傾向にあり、令和6年にはコロナ禍前を大きく上回る68万99人となっており、今後も増加することが見込まれる。

一方で、外国人宿泊者数については、水際対策緩和の影響により、徐々に回復しているものの、コロナ禍前の62%程度に留まっている状況である。

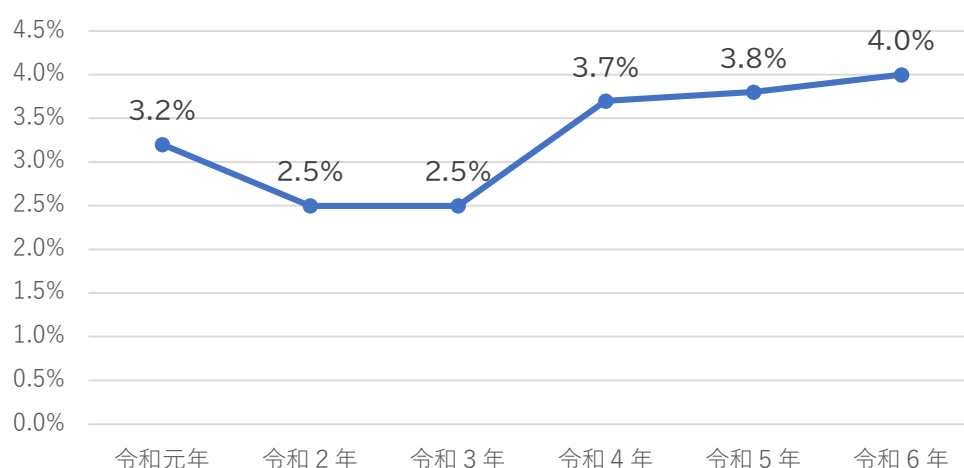


#### (4) 観光入込客数と宿泊者数の分析

木更津市における観光入込客数に占める宿泊者数は微増傾向にあるが、県内の自治体平均と比べても低く、また、市内観光施設も滞在型観光施設であることや、東京圏へのアクセスの良さ等から、日帰り客や通過者が多いのが現状である。

| 年    | 観光入込客数 (A)   | 延べ宿泊者数 (B) | (B) / (A) |
|------|--------------|------------|-----------|
| 令和元年 | 19,146,867 人 | 604,189 人  | 3.2%      |
| 令和2年 | 15,325,538 人 | 382,971 人  | 2.5%      |
| 令和3年 | 14,572,489 人 | 366,954 人  | 2.5%      |
| 令和4年 | 15,453,579 人 | 573,286 人  | 3.7%      |
| 令和5年 | 16,171,595 人 | 622,422 人  | 3.8%      |
| 令和6年 | 17,359,286 人 | 694,974 人  | 4.0%      |

本市の観光入込客数に占める宿泊者の割合の推移



#### ■令和6年千葉県観光入込調査の平均値

| 年 (1～12月) | 観光入込客数 (A) | 延べ宿泊者数 (B) | (B) / (A) |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 令和6年      | 170,908 千人 | 28,287 千人泊 | 16.5%     |

出典：令和6年千葉県観光入込調査報告（確定値）

令和6年の千葉県全体の観光入込客数に占める宿泊者の割合は16.5%（確定値）であるのに対し、木更津市は4.0%に留まっている。このデータから、木更津市の観光は日帰り需要が圧倒的に多いという特性が見て取れる。

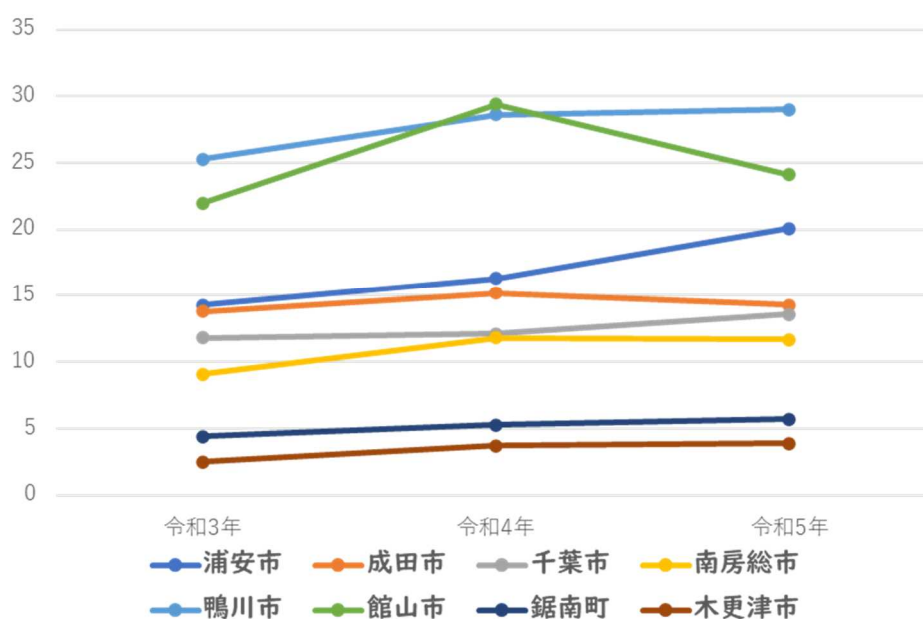
■千葉県内で市独自課税導入を表明した自治体の観光入込客数に占める宿泊者の割合の比較

(単位：％)

| No | 自治体名 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|------|------|------|------|
| 1  | 浦安市  | 14.3 | 16.3 | 20.1 |
| 2  | 成田市  | 13.8 | 15.2 | 14.3 |
| 3  | 千葉市  | 11.8 | 12.1 | 13.6 |
| 4  | 南房総市 | 9.1  | 11.8 | 11.7 |
| 5  | 鴨川市  | 25.3 | 28.6 | 29.0 |
| 6  | 館山市  | 22.0 | 29.4 | 24.1 |
| 7  | 鋸南町  | 4.4  | 5.3  | 5.7  |
| 8  | 木更津市 | 2.5  | 3.7  | 3.9  |

出典：千葉県観光入込客調査報告書

観光入込客数に占める宿泊者の割合の推移

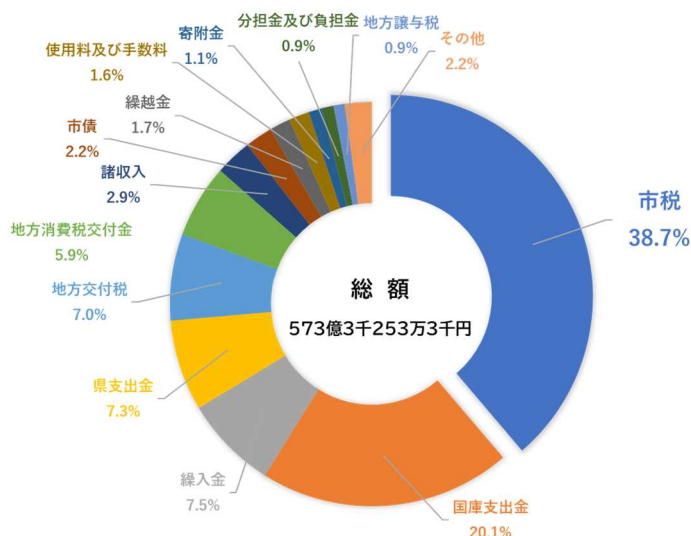


## 4 財政の状況

### (1) 木更津市の市税収入状況

#### ①令和5年度一般会計決算額（歳入）

令和5年度の歳入は総額 573 億 3,253 万 3,000 円のうち、市税の割合は 38.7%、222 億 6,227 万 7,180 円である。なお、市税の内訳は以下の表のとおりである。

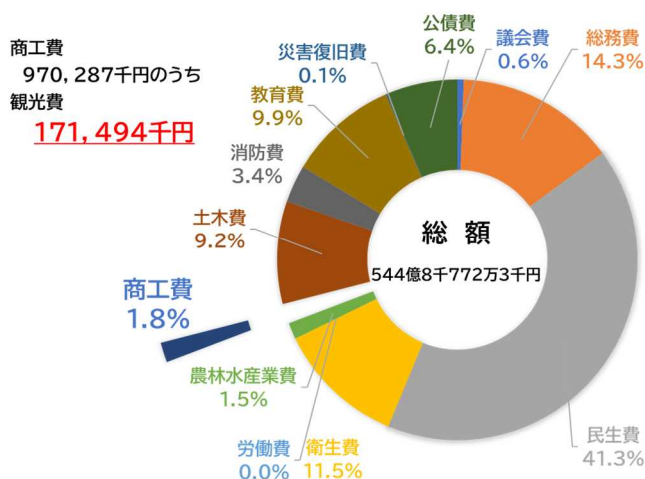


#### 市税の内訳

| 税 目   | 収入額[円]         |
|-------|----------------|
| 市 民 税 | 10,118,209,492 |
| 固定資産税 | 8,960,480,363  |
| 軽自動車税 | 432,449,049    |
| 市たばこ税 | 1,237,913,018  |
| 入 湯 税 | 36,801,100     |
| 都市計画税 | 1,476,424,158  |
| 計     | 22,262,277,180 |

#### ②令和5年度一般会計決算額（歳出）

令和5年の歳出は総額 544 億 8,772 万 3000 円のうち、商工費は 1.8%で、9 億 7,028 万 7,000 円であり、このうち、観光費は 1 億 7,149 万 3,917 円である。なお、観光費の推移は以下の表のとおりであり、コロナ禍の令和3年度は減少となったが、年々増加傾向にある。



#### 観光費の推移

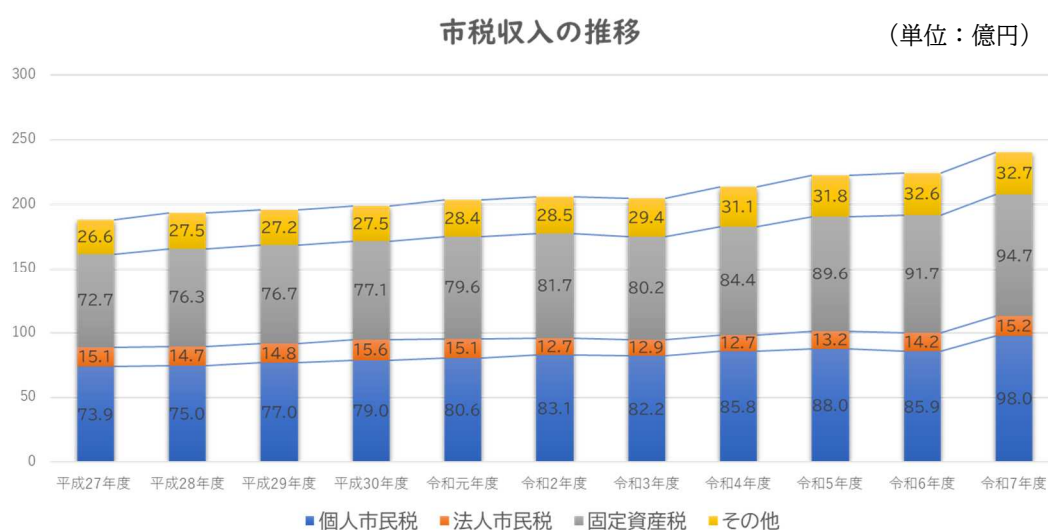
| 年 度   | 決算額[円]      |
|-------|-------------|
| 令和元年度 | 86,804,131  |
| 令和2年度 | 138,313,905 |
| 令和3年度 | 75,638,335  |
| 令和4年度 | 153,478,299 |
| 令和5年度 | 171,493,917 |

### ③市税収入の推移

木更津市の市税収入の推移は以下のグラフのとおりである。

令和 7 年度決算見込において、240 億 6,000 万円であり、平成 27 年度決算の 188 億 3,000 万円と比べ、52 億 3,000 万円、27.8%の増加となっている。

主な要因は人口増加、地価の上昇、新築家屋や大型商業施設の建設によるものである。



出典：木更津市中期財政計画（令和 8 年度～令和 11 年度）

## (2) 木更津市の財政状況

### ①財政力指数

地方自治体が自前の税収で行政に必要な財源をどれだけ賄えるかを示す指標であり、1.0 に近いほど財源に余裕があるといえ、1.0 を超えると普通交付税が交付されない。

以下のグラフは木更津市の財政力指数の推移であり、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染拡大による影響から減少傾向にある。



## ②経常収支比率

地方自治体の財政の弾力性を示す指標

経常的な収入（市税や地方交付税等）が経常的な支出（人件費や公債費等）にどれだけ使われているか、比率が低いほど財政に余裕があり、弾力性が高いと評価される。

一般的に 70%から 80%が理想とされているなか、木更津市は 90%前半を推移しており、財政の弾力性があるとはいえない状況である。



## ③実質公債費比率

収入のうち、どれだけ公債費の返済に充てているのか、地方自治体の公債費の負担の程度を示す指標

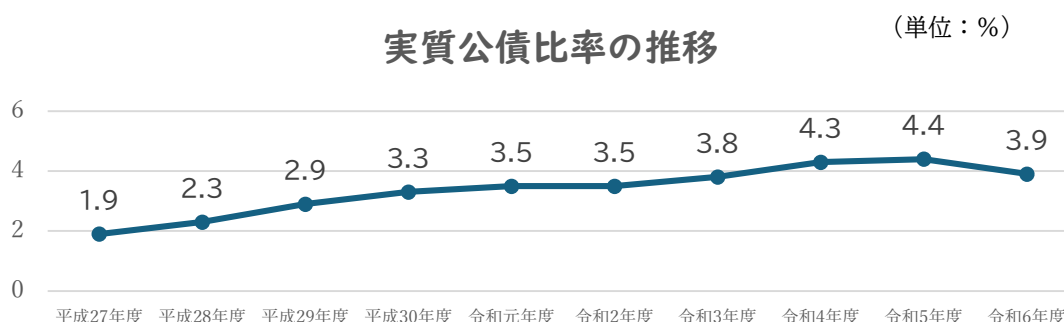
数値が低いほど財政に余裕があるといえる。

⇒18%以上：新たな地方債発行に総務大臣の許可が必要

25%以上：「早期健全化団体」

35%以上：「財政再生団体」に該当、財政再建が必要な状態になる。

木更津市は徐々に数値が増加傾向にあったが、令和6年度は減少している。



## ④将来負担比率

地方自治体の借入金などの将来負債と標準財政規模を比較した比率

比率が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高く、マイナスの場合は財政に余裕があるといえる。

千葉県自治体では木更津市を含め 24 市町村がマイナスとなっている。

## ■千葉県内で市独自課税導入を表明した自治体との主要財政指標の比較

木更津市の主要財政指標は市独自課税を表明した自治体や県内平均と比べても高い数値である。

| 指標   | 財政力指数              | 経常収支比率             | 実質公債費比率           | 将来負担比率             |
|------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 自治体  | 浦安市 1.48<br>(1位)   | 浦安市 74.5<br>(1位)   | 木更津市 3.9<br>(12位) | 木更津市 ー<br>(1位)     |
|      | 成田市 1.29<br>(2位)   | 鋸南町 90.4<br>(17位)  | 浦安市 7.0<br>(33位)  | 南房総市 ー<br>(1位)     |
|      | 千葉市 0.88<br>(14位)  | 木更津市 92.1<br>(23位) | 館山市 7.1<br>(36位)  | 鋸南町 7.3<br>(30位)   |
|      | 木更津市 0.85<br>(15位) | 成田市 93.5<br>(30位)  | 南房総市 8.1<br>(44位) | 浦安市 15.2<br>(36位)  |
|      | 館山市 0.55<br>(31位)  | 南房総市 93.7<br>(33位) | 鋸南町 8.9<br>(45位)  | 館山市 70.7<br>(51位)  |
|      | 鴨川市 0.51<br>(34位)  | 館山市 97.4<br>(44位)  | 鴨川市 9.7<br>(47位)  | 鴨川市 74.8<br>(52位)  |
|      | 南房総市 0.31<br>(53位) | 千葉市 98.8<br>(49位)  | 成田市 10.3<br>(50位) | 成田市 95.1<br>(53位)  |
|      | 鋸南町 0.27<br>(54位)  | 鴨川市 102.1<br>(54位) | 千葉市 10.4<br>(51位) | 千葉市 120.1<br>(54位) |
| 県内平均 | 0.69               | 92.6               | 6.1               | 36.2               |

出典：総務省 HP「全市町村の主要財政指標（令和 6 年度）」

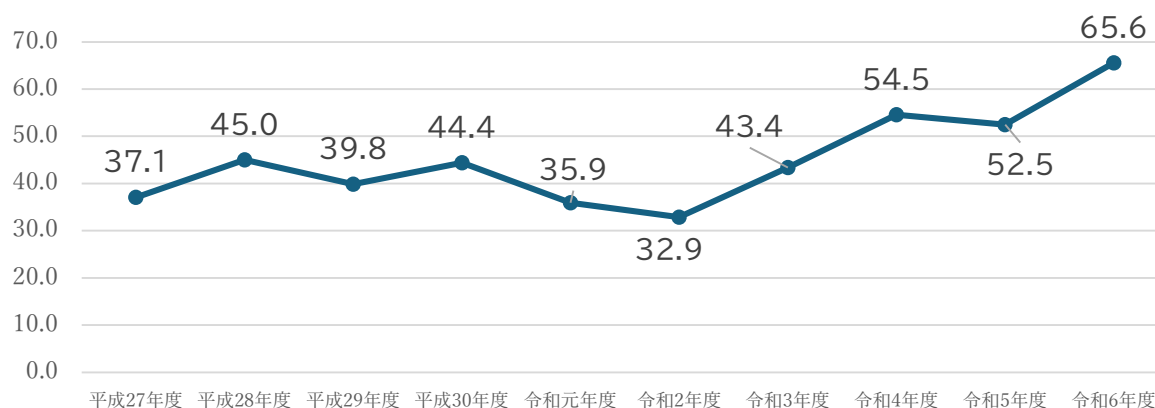
## ⑤財政調整基金

景気変動や災害等に備えるための一時的な財源調整のための積立金であり、毎年、恒常的に使うことは想定されていない。

令和 6 年度末時点で 65 億 6,000 万円と平成 27 年度の 37 億 1,000 万円から 28 億 5,000 万円の増額となったが、歳出において社会保障関係費や人件費をはじめとした義務的経費の増加、公共施設の長寿命化対策に加え、令和 8 年度以降は駅前新庁舎や吾妻公園文化芸術施設を中心に新たな公共施設の整備が集中するため、投資的経費はこれまで以上に増加することが見込まれる。

### 財政調整基金現在高の推移

(単位：億円)





## ⑥地方債

地方自治体が1会計年度を超えて行う借入で、原則、建設事業関係の経費のような投資的経費の一定部分に充てるものであり、職員人件費や維持管理費、イベント費用など、毎年かかる経費には使えない。

地方債現在高の推移

(単位：億円)



## ⑦経常経費充当一般財源

令和6年度一般会計決算では283億3,000万円であり、平成27年度の233億3,000万円と比べると50億円の増となっている。要因としては、物件費や補助費の増加が挙げられる。

経常経費充当一般財源の推移

(単位：億円)





## 第3 宿泊税の導入の検討について

### 1 財源の検討

#### (1) 新たな財源確保の必要性

- ①観光客の増加による観光振興や観光客から生じる様々な行政需要に対応するためのコストの増加
- ②高齢者人口の増加に伴う社会保障費等の義務的経費の増加による歳出の増加
- ③生産年齢人口の減少、ふるさと納税による市税の減少等による収入減

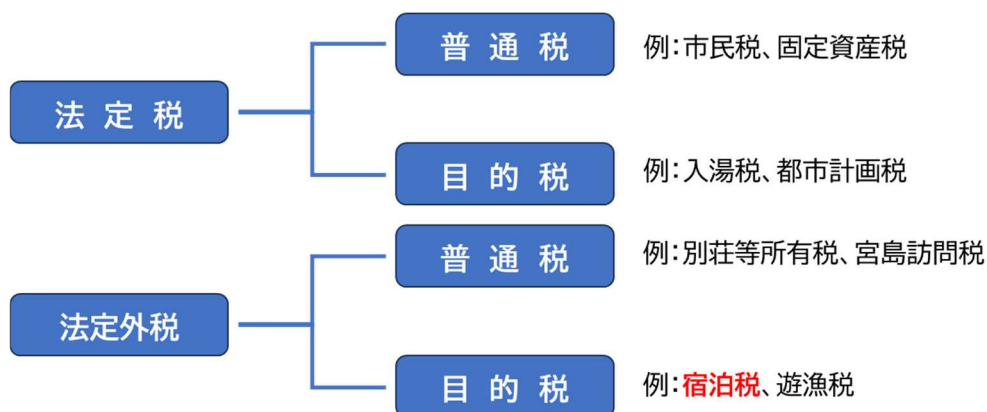
⇒ これらの要因により、新たな財源が必要

#### (2) 宿泊税について

○宿泊税とは

宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に課される地方税第731条に規定する法定外目的税の1つ

条例に基づき税率や用途を定めることができる。



#### ■地方税法第731条

道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる

## 2 宿泊税の検討にあたり

地方税法第 731 条第 2 項の規定により、宿泊税を導入する場合は、総務大臣に協議し、同意を得なければならない。

また、総務大臣は地方税法第 733 条の規定により、道府県または市町村から法定外目的税の新設または変更をしようとする協議の申し出を受けた場合は、以下の事由のいずれかがあると認められる場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- ①国税又は他の地方税と課税標準が同じでかつ、住民の負担が著しく過重となること
- ②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③①、②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

### ■地方税法第 731 条第 2 項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

### ■地方税法第 733 条

総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申し出を受けた場合には、当該協議の申し出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の創設を検討するにあたり、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(平成 15 年 11 月 11 日、総税企第 179 号総務省自治税務局長通知)を参考とすることとされている。

■「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抜粋）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特別納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

## 第4 宿泊税の使途

### 1 使途の検討

#### (1) アンケート調査の実施

市内宿泊事業者、宿泊者に対してアンケートを実施した。

以下に調査の実施概要及び使途イメージの調査結果を示す。

なお、他の調査結果については巻末の参考資料に示す。

#### ■アンケート調査の実施概要

| 項目   | 市内宿泊事業者                                | 市内宿泊者                        |
|------|----------------------------------------|------------------------------|
| 対象者  | 木更津市内の宿泊事業者（ホテル・旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を行う届出住宅） | 木更津市内の宿泊施設に宿泊した者             |
| 実施方法 | Web アンケート                              | Web アンケート                    |
| 調査項目 | 宿泊税の導入の賛否、影響の有無、使途イメージ等                | 性別、年代、居住地、来訪目的、宿泊税について等      |
| 実施期間 | 令和7年6月5日（木）～<br>令和7年7月31日（木）           | 令和7年6月5日（木）～<br>令和7年7月31日（木） |
| 回収数  | 14施設 ※回答率：42%                          | 107サンプル                      |

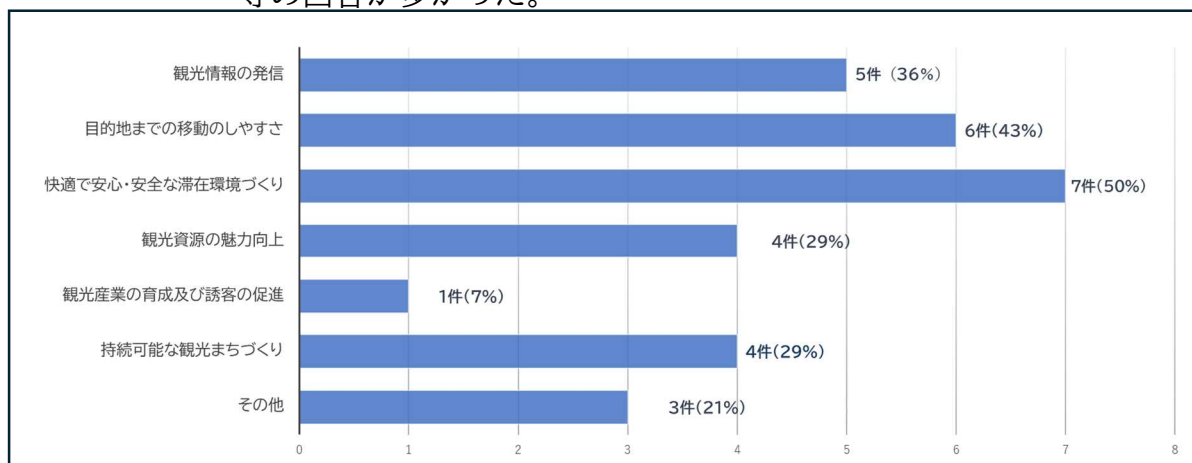
#### ■使途イメージについての調査結果

##### ○質問事項

千葉県宿泊税の活用方法も含めて、宿泊税の使途イメージについて、望ましいと思うものをお教えてください。（3つまで）

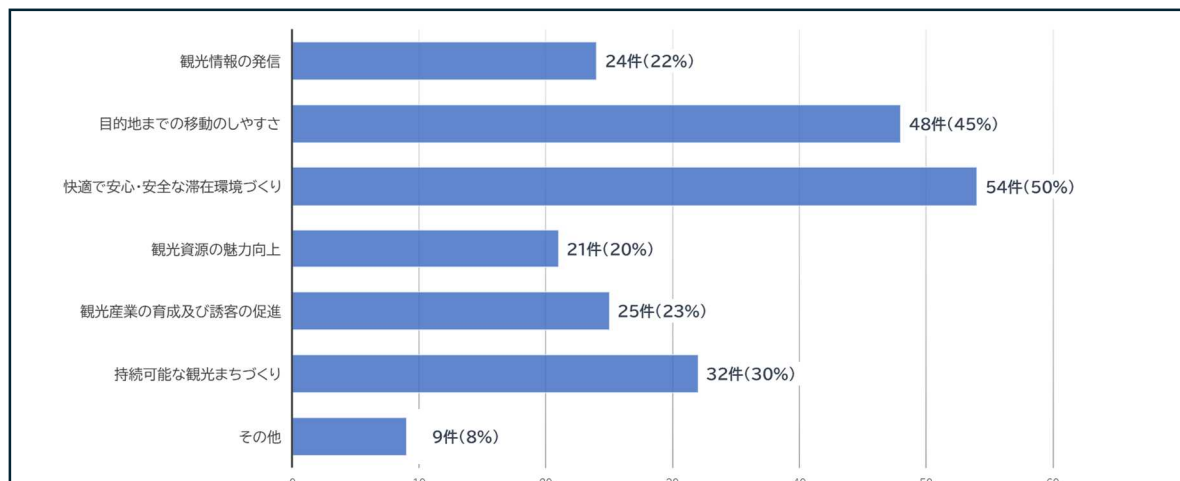
##### ①市内宿泊事業者アンケート結果

市内宿泊事業者14施設から回答があり、使途のイメージで最も多かった回答は「快適で安心・安全な滞在環境づくり」で7件（50%）、「目的地までの移動のしやすさ」や「観光情報の発信」等の回答が多かった。



## ②市内宿泊者アンケート結果

市内宿泊者 107 人から回答があり、使途のイメージで最も多かった回答は、「快適で安心・安全な滞在環境づくり」で 54 件（50%）、「目的地までの移動のしやすさ」や「持続可能な観光まちづくり」等の回答が多く、宿泊事業者を対象としたアンケート結果と同様の傾向が見られた。



## （２）アンケート調査の結果から見えた課題

市内宿泊事業者および市内宿泊者が使途イメージとして望ましいものとして回答した「快適で安心・安全な滞在環境づくり」、「目的地までの移動のしやすさ」、「観光情報の発信」や「持続可能な観光まちづくり」については、木更津市が現状の課題と捉えているものと、おおむね同様の結果となった。

## （３）木更津市の観光の「現状」と「目指す姿」

### ①現状

- ・ 観光資源の魅力・発信が弱い
- ・ 回遊性・交通利便性が不十分
- ・ 観光人材の不足・インバウンド対応の遅れ

### ②目指す姿

観光資源の磨き上げと来訪者の受入環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度向上と観光振興の好循環を創出

### ■使途に関する基本的な考え方

「多様な観光資源の魅力を高めるとともに、観光客の満足度の向上及び持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てる。

なお、先行自治体の使途の考え方については、巻末の参考資料に示す。

#### (4) 使途の方向性

本検討委員会における検討の結果、課題を克服した「目指す姿」となるべく、宿泊税の使途として、今後取り組むべき施策を3つの柱としてまとめた。

##### ①宿泊者向け施策：体験価値・満足度の最大化

体験価値・満足度を最大化し、「また来たい」と思っていたく施策



##### 金銭的インセンティブ

宿泊者へのアクアコインデジタルクーポン等の発行  
・宿泊者向け割引キャンペーン事業



##### 滞在時間の変容・延長

新たな交通インフラ構築による滞在時間の延長  
・新たな交通インフラ活用事業



##### 利便性向上

多言語デジタルガイド、観光二次元コード誘導整備  
・デジタルモビリティの推進 回遊性向上 観光客向け多言語対応

##### ②宿泊事業者向け施策：稼ぐ力の強化

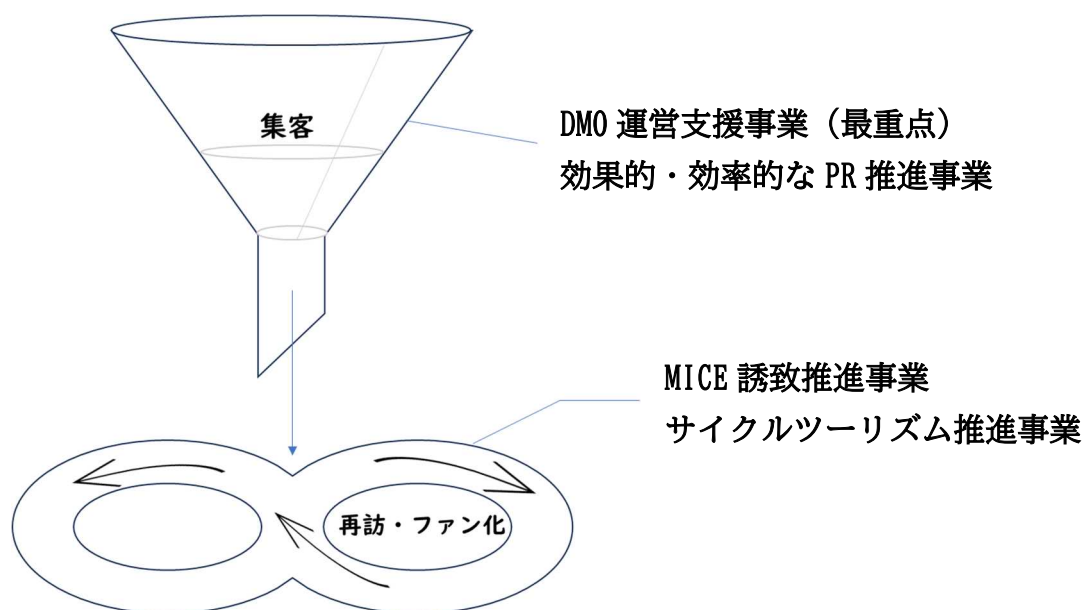
稼ぐ力を強化し、「選ばれる宿」となるための支援

##### 宿泊施設等の受入環境整備事業

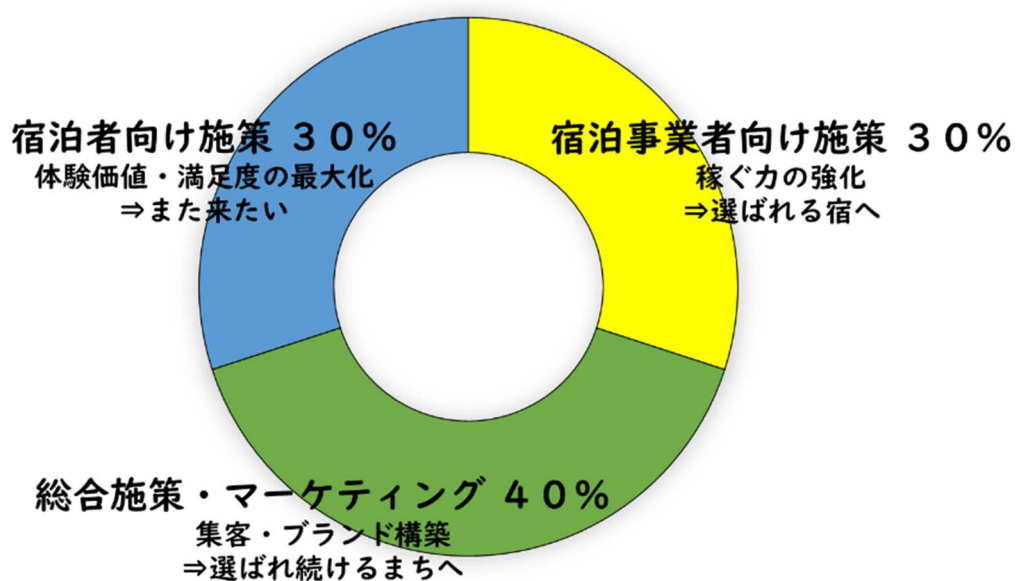
宿泊施設の安全対策・改修・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン・インバウンド受入環境等の整備に要した費用  
⇒客室数等に応じた支援

### ③総合施策・マーケティング：集客・ブランド構築

集客とブランド構築を行い、「選ばれ続けるまち」を目指す施策



### （５）予算配分の考え方



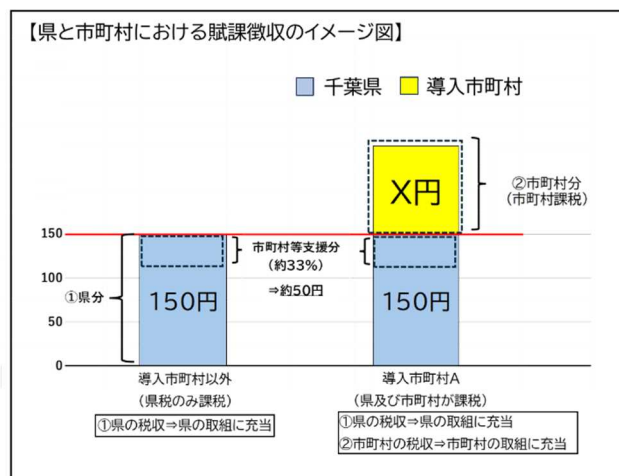
集客（マーケティング）を強化し、観光振興の好循環を創出するため、  
**30：30：40**の割合で予算を配分することが適切であると判断した。



## 第5 千葉県の宿泊税

### 1 千葉県の宿泊税制度設計

千葉県は1人1泊につき150円の一律定額制を導入する予定であり、独自に宿泊税を検討する市町村は千葉県分の一律150円に市町村分を上乗せする方式を採用できるとした。



| 項 目        | 千葉県の税制度案                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税客体       | 県内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊<br>・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設<br>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）<br>・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）                                                                                                          |
| 納税義務者      | 宿泊施設への宿泊者                                                                                                                                                                                                                                  |
| 課税標準       | 宿泊施設への宿泊数                                                                                                                                                                                                                                  |
| 税率         | 定額制150円（今回の枠組みで試算すると年間約42億円程度の税收見込み）<br>※市町村が独自に宿泊税を導入する場合も県の税率は変更なし                                                                                                                                                                       |
| 免税点        | なし                                                                                                                                                                                                                                         |
| 課税免除       | 教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊<br>①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者<br>②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者<br>③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者 |
| 徴収方法       | 特別徴収<br>※宿泊事業者に特別徴収義務者となっただき、宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入していただく                                                                                                                                                                                     |
| 特別徴収義務者    | 宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者                                                                                                                                                                                                               |
| 申告納入期限     | 各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入<br>※一定の要件を満たす場合には3ヶ月分をまとめて申告納入を可能とする                                                                                                                                                                          |
| 制度見直し      | 条例施行後5年を目途に検討を行う。                                                                                                                                                                                                                          |
| 特別徴収義務者報奨金 | 申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付<br>※導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする                                                                                                                                             |

※千葉県から情報提供のあった内容を基に作成



## 2 千葉県が取り組む観光振興施策

千葉県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は約45億円とされており、そのうち約14.5億円を観光・宿泊事業者への支援、約15億円を市町村域をまたがる観光地づくり・県内観光地の全体的な底上げ、約14億円を市町村交付金に活用する方針を示した。

### 千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模 約45億円

#### ○観光・宿泊事業者支援 約14.5億円

- ・ 宿泊事業者の人材確保や従業員の福利厚生の実施等の取組への支援
- ・ 宿泊施設の省力化・収益性向上を図る取組や受入環境整備等への支援・DMO等の観光マーケティングの取組などへの支援

#### ○市町村域をまたがる観光地づくり・県内観光地の全体的な底上げ 約15億円

- ・ 観光地の面的整備の実施（観光インフラ等の整備、地域一体となって高付加価値化やDX化等に取り組む地域への支援など）
- ・ 二次交通の充実や、海外プロモーションの強化等インバウンドの推進など
- ・ 取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

#### ○市町村交付金 約14億円

- ・ 市町村による地域のマーケティングやそれに基づく効果的なプロモーション、ブランディングのほか、景観整備や、観光客と地域住民双方に配慮した観光地づくりなどの取組、DMO・観光協会への支援など
- ・ 近隣市町村と連携し、地域内の周遊の促進を図る取組への支援など

#### 宿泊税を活用した観光振興施策における県・市町村の役割分担について

| 県                                                                                                                                                                                                                                              | 市町村・DMO等（交付金）                                                                                                                                                                      | 市町村（独自課税）                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <b>○県全体の観光振興の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ スケールメリットを活かした取組により宿泊・観光事業者を支援（宿泊客の増加に向けた担い手確保や施設整備等への支援）</li><li>・ 県内観光地の全体的な底上げを図るとともに自然や海などを活かした市町村域をまたがる観光地づくりに主体的に取り組む</li><li>・ 地域の観光地づくりを促進するため、交付金により県内市町村・DMOを支援</li></ul> | <b>○地域ブランディングの確立、観光客と地域住民双方に配慮した観光振興</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ マーケティングに基づく戦略的プロモーションや地域ブランディングを実施</li><li>・ 観光客と地域住民双方に配慮した観光地づくり</li></ul> <b>○地域連携による周遊の促進</b> | <b>○地域の観光消費額増加や課題解決等に特化した施策</b><br><b>○左の取組を更に推進する施策</b> |

令和8年2月26日 千葉県からの聞き取り内容を基に木更津市観光振興課作成

#### ○徴収経費等（宿泊税事務の適正な運営） 約1.5億円

- ・ 特別徴収義務者報奨金、周知広報、宿泊客・事業者からの相談対応など

## 第6 宿泊税の課税要件

### 1 課税要件

#### (1) 基本方針

木更津市が宿泊税を導入すると、千葉県と木更津市の課税客体から同時に徴収することとなる。

事業者等の事務負担を軽減するため、千葉県宿泊税制度と同様の制度とすることを基本方針とする。

#### (2) 税制度

##### ① 課税客体、納税義務者、課税標準

課税客体は宿泊施設における宿泊行為とする。

納税義務者は宿泊者、課税標準はその宿泊行為の回数（宿泊数）とする。

##### ② 税率

千葉県の宿泊税の税率（一律定額 150 円）に木更津市の宿泊税を上乗せする。

下グラフは現在の木更津市の観光振興における課題を解決するために必要な施策の積み上げと木更津市独自の宿泊税の算出根拠を示したものである。

##### ■木更津市の必要な観光振興施策の総額

宿泊者向け施策：2,750 万円

宿泊事業者向け施策：2,800 万円

総合施策・マーケティング：3,350 万円

合計 8,900 万円

必要な観光施策の総額：8,900万円 現在の課題を解決するための必要な機能の積み上げ



このことから、木更津市宿泊税の税率は1人1泊につき50円の一律定額制が妥当であると認める。

### ③ 免税点、課税免除

免税点、課税免除については、千葉県と木更津市の制度が異なる場合、徴収事務が煩雑となるため、事務負担軽減のために千葉県と同様の制度が望ましい。

### ④ 徴収方法、特別徴収義務者

先行導入自治体と同様に、徴収方法は宿泊事業者による特別徴収とし、特別徴収義務者は当該宿泊施設の宿泊事業者とする。

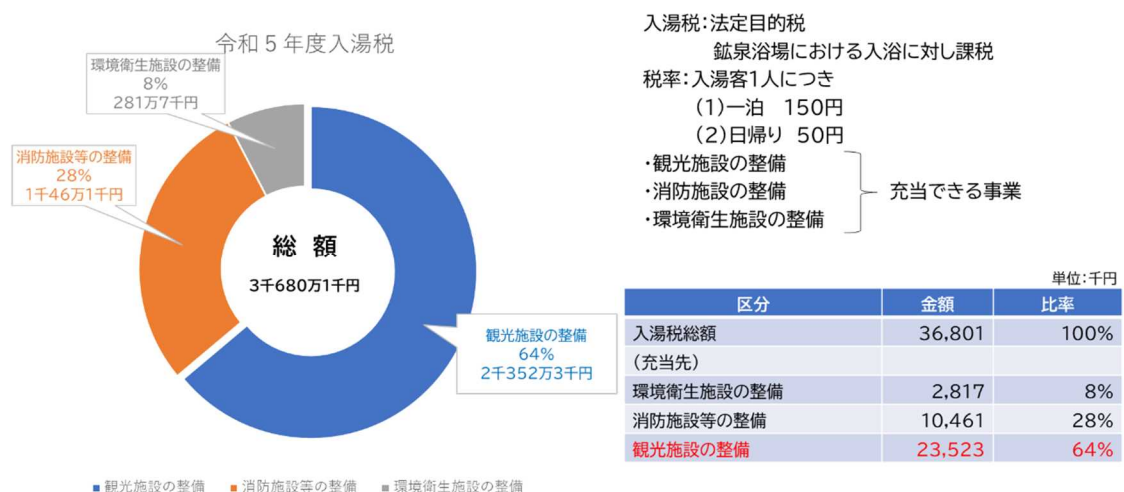
### ⑤ 制度の見直し

千葉県宿泊税は5年を目途に検討を行うとしている。

千葉県宿泊税と制度を同じくすることを基本方針とすることから、千葉県と同様の期間での見直しをすることが適当である。

## (3) 入湯税との関係について

宿泊税の導入検討に伴い、観光関連の財源としての入湯税（法定目的税）は同一客体に対する二重課税に当たらないのか検証を行った。



入湯税は鉾泉浴場の利用に対し、環境衛生施設整備事業や観光施設整備事業等に充てる目的で、宿泊税は宿泊という行為に対し、観光振興や受入環境整備等に充てる目的で課税するものであり、課税対象と目的が異なるため、二重課税には当たらないと整理した。

## 第7 検討の終わりに

本検討委員会は、木更津市の宿泊税導入の可否について、これまでの会議における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

### 1 市独自宿泊税導入の必要性について

木更津市の現状として、以下の課題がある。

- (1) 観光資源の魅力や発信力の弱さ
- (2) 回遊性や交通の利便性の不十分さ
- (3) 観光人材の不足やインバウンド対応の遅れ

これらの課題を克服し、観光資源の磨き上げと受入環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出する必要がある。

具体的には以下の施策が必要であると考える。

- (1) 宿泊者向け施策（体験価値・満足度の最大化⇒また来たい）
- (2) 宿泊事業者向け施策（稼ぐ力の強化⇒選ばれる宿となるための支援）
- (3) 総合施策・マーケティング（集客とブランド構築⇒選ばれる続けるまちへ）

将来的に継続する観光資源の維持や環境負荷への対応といった一定の特化した行政コストに対応するため、用途を観光振興に限定できる財源である宿泊税の導入が妥当と考える。

千葉県が宿泊税を導入することから、木更津市の宿泊税を上乗せ課税することとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 宿泊税の税額は、現在の木更津市の観光振興の課題を解決するために必要な施策の積み上げから算出した 50 円程度とするのが妥当である。
- (2) 宿泊税は税収減の補填ではなく、来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出するための施策に充当する。

### 2 答申書付帯意見に係る補足

#### ■答申書3（1）宿泊事業者の事務負担軽減

導入にあたっての宿泊事業者の事務負担軽減について、以下の点を検討されたい。

- ・PMS（ホテル管理システム）の改修費の補助
- ・宿泊税の徴収に伴う人件費や決済手数料等への配慮
- ・宿泊税の制度について宿泊者に簡単に説明できるようなツールの作成

■答申書３（２）宿泊税の使途の見える化

税収が具体的にどのような観光施策や地域課題の解決に使われているのか、透明性をもって公開するよう取り組まれない。

■答申書３（３）宿泊税導入効果の評価・分析

毎年度、観光振興計画推進委員会等の意見を聞きながら、宿泊税充当事業の評価・分析を行われたい。

■答申書３（４）税額を含めた宿泊税制度設計の定期検証

千葉県に合わせ、導入後５年を目途に税額を含めた宿泊税条例の見直しに取り組まれない。

以上を踏まえ、宿泊税を財源とした新たな観光振興施策を展開していくことで、来訪者の満足度と観光振興の好循環が創出される観光まちづくりを進めていくことを期待する。

最後に、本検討委員会の調査検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

木更津市宿泊税検討委員会



# 參考資料編



## 参考 1 附属機関設置条例

### ○附属機関設置条例

昭和 34 年 9 月 28 日

条例第 28 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

#### (附属機関の定義)

第 2 条 附属機関とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

#### (設置及び組織)

第 3 条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

#### (委員の任命等)

第 5 条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第 6 条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (会議の運営等)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

#### (規則への委任)

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表(第3条)

| 附属機関         |                                     |                   |                                                       |      |      |
|--------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|------|------|
| 附属機関名        | 担任する事務                              | 組織                | 委員の構成                                                 | 定数   | 任期   |
| 木更津市宿泊税検討委員会 | 宿泊税について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。 | 委員長<br>副委員長<br>委員 | 1 学識経験者<br>2 関係団体を代表する者<br>3 その他宿泊税に関する検討のため必要と認められる者 | 8人以内 | 2年以内 |

## 参考 2 諮問書

木市税第 298 号

令和 7 年 5 月 16 日

木更津市宿泊税検討委員会 委員長 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 宿泊税の検討について（諮問）

現在、千葉県では、県内観光の持続的な発展のための課題解決に向けて、宿泊税の導入等についての検討を行っており、税収の一部を市町村へ配分することが想定されています。また、県の宿泊税の充当が認められない事業については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することを可能とする制度設計が予定されているところです。

つきましては、このような状況を踏まえ、宿泊税の活用事業、及び市独自課税の必要性等について貴委員会の意見を賜りたく、附属機関設置条例第 3 条の規定に基づき、以下のとおり諮問いたします。

### 記

#### 1 諮問事項

市独自宿泊税導入の必要性の検討について

### 参考3 委員名簿

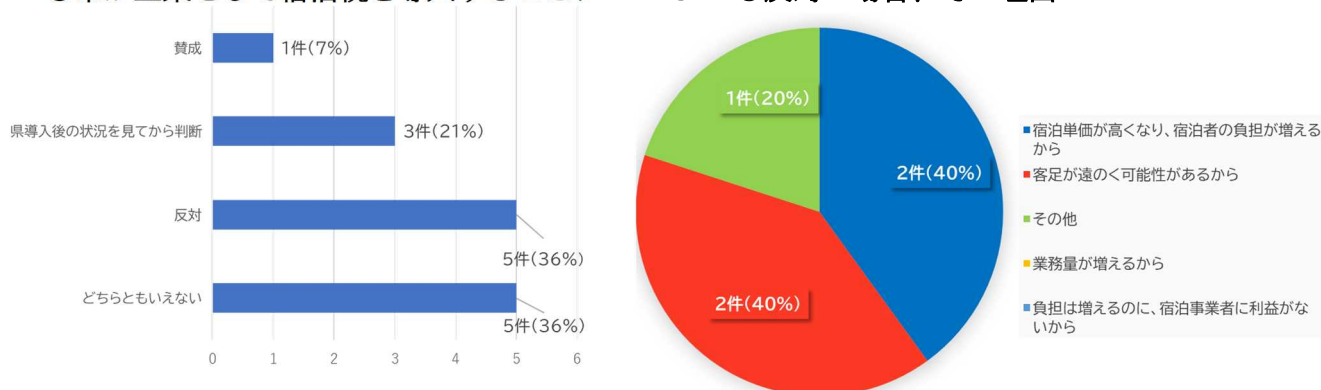
|   | 氏 名               | 区分                       | 所属等                     |
|---|-------------------|--------------------------|-------------------------|
| 1 | 五十嵐 潤子（いがらし じゅんこ） | 学識経験者                    | 学校法人明海大学                |
| 2 | 神谷 啓子（こうや けいこ）    | 関係団体を代表する者               | 一般社団法人木更津市観光協会          |
| 3 | 佐伯 浩一（さいき こういち）   |                          | 木更津商工会議所                |
| 4 | 葛 丈夫（かつら たけお）     |                          | 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー  |
| 5 | 星野 一芳（ほしの かずよし）   |                          | 千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合（ホテル銀河） |
| 6 | 満間 信樹（みつま のぶき）    | その他宿泊税に関する検討のため必要と認められる者 | 株式会社ホテル三日月              |
| 7 | 吉本 弘示（よしもと こうじ）   |                          | ホテルルートイン木更津             |

### 参考4 検討経過

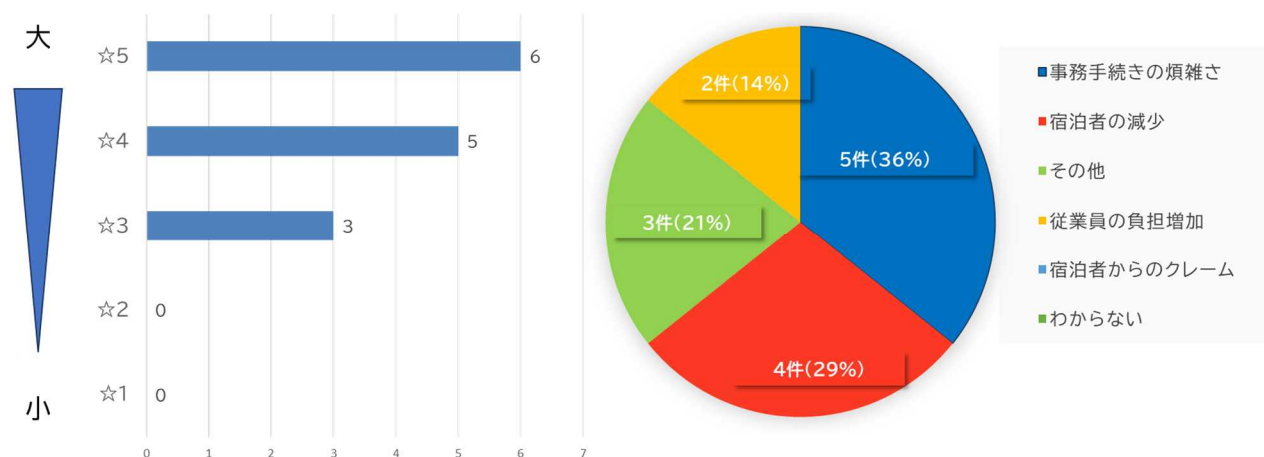
| 時期・場所                              | 内容                                                                                                                         |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年5月16日（金）<br>（市役所駅前庁舎8階会議室1）    | 第1回木更津市宿泊税検討委員会<br>(1)木更津市の情勢、観光の現状・課題等について<br>(2)宿泊税について<br>(3)千葉県が導入を予定している宿泊税の概要について                                    |
| 令和7年9月26日（金）<br>（市役所駅前庁舎8階防災室・会議室） | 第2回木更津市宿泊税検討委員会<br>(1)アンケート結果、分析結果について<br>(2)宿泊税導入を検討している県内自治体の状況について<br>(3)宿泊税を活用して実施する事業（案）について                          |
| 令和8年3月24日（火）<br>（市役所駅前庁舎8階防災室・会議室） | 第3回木更津市宿泊税検討委員会<br>(1)これまでの検討委員会における主な意見について<br>(2)千葉県からの追加情報による変更点について<br>(3)県内の独自課税検討自治体の状況について<br>(4)本市における独自課税の必要性について |
| 令和8年6月5日（金）<br>（市役所駅前庁舎8階防災室・会議室）  | 第4回木更津市宿泊税検討委員会<br>(1)第3回木更津市宿泊税検討委員会における主な意見に対する考え方について                                                                   |
| 令和8年6月26日（金）<br>（市役所駅前庁舎8階防災室・会議室） | 第5回木更津市宿泊税検討委員会<br>(1)木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）について                                                                               |
| 令和8年7月17日（金）<br>（市役所駅前庁舎8階防災室・会議室） | 第6回木更津市宿泊税検討委員会<br>(1)木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）について                                                                               |

## 参考5 宿泊事業者アンケート結果

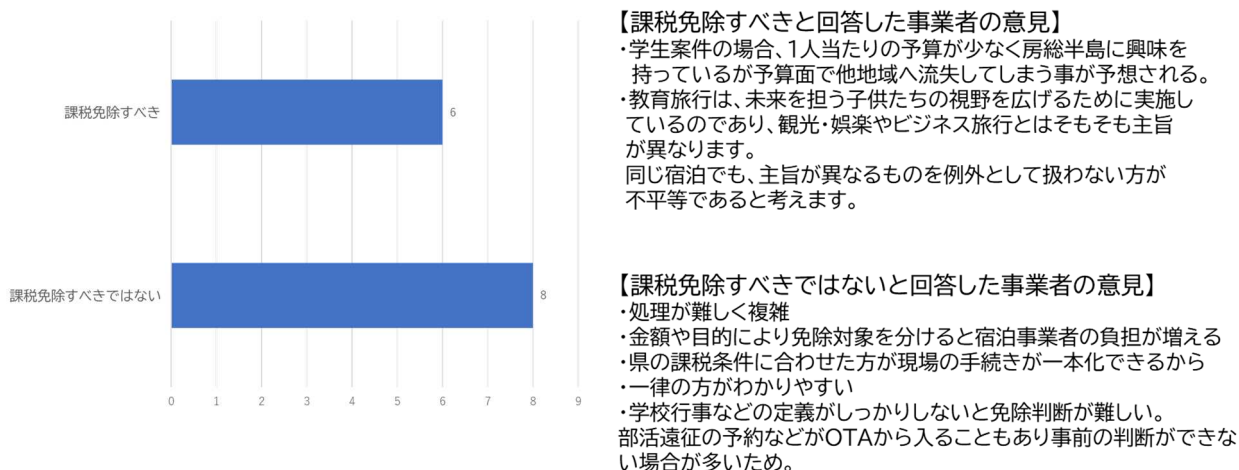
○市が上乗せして宿泊税を導入することについて ○反対の場合、その理由



○市が上乗せ導入した場合、貴施設への影響についてどう思いますか。

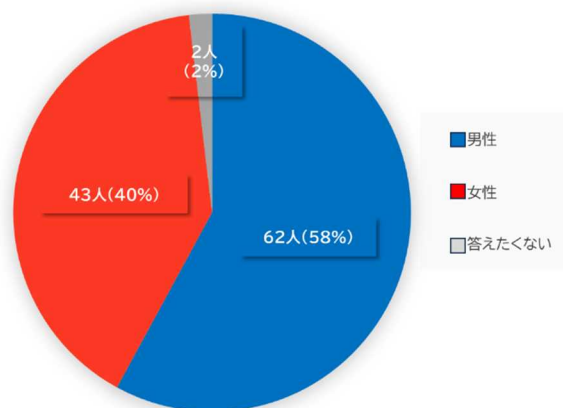


○千葉県では課税免除をしないと想定されていますが、市が上乗せして宿泊税を導入する場合の課税免除について、どう思いますか。

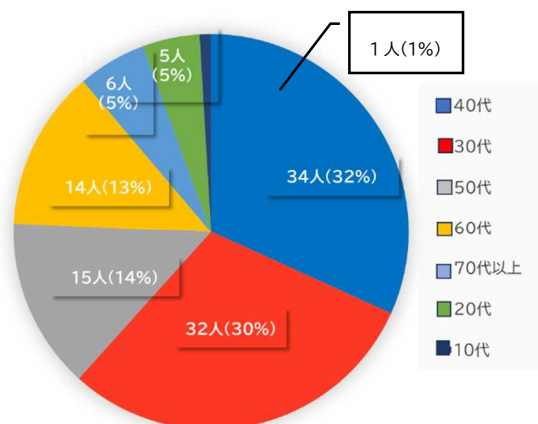


## 参考6 宿泊者アンケート結果

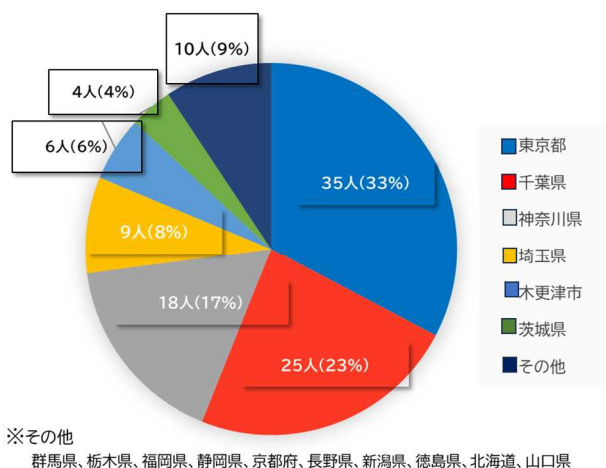
### ○性別



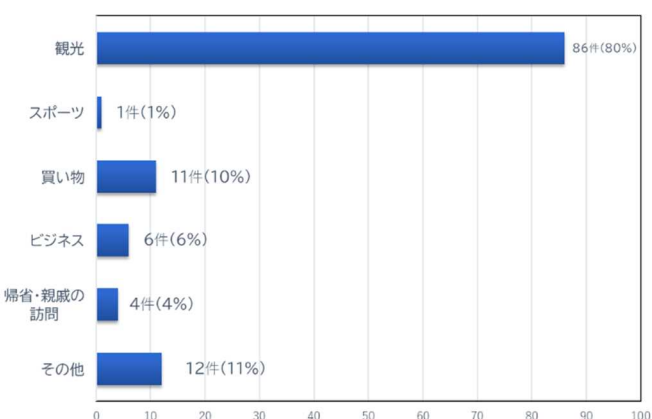
### ○年代



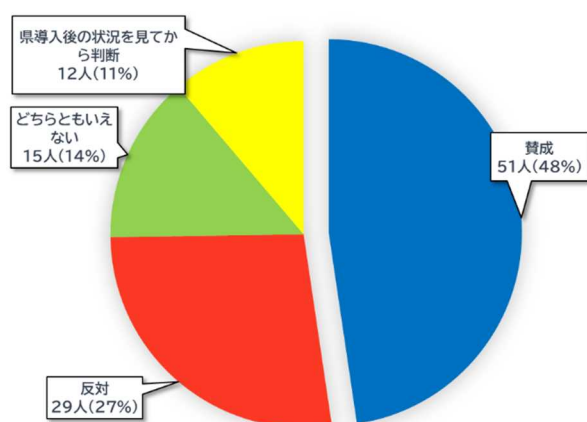
### ○都道府県



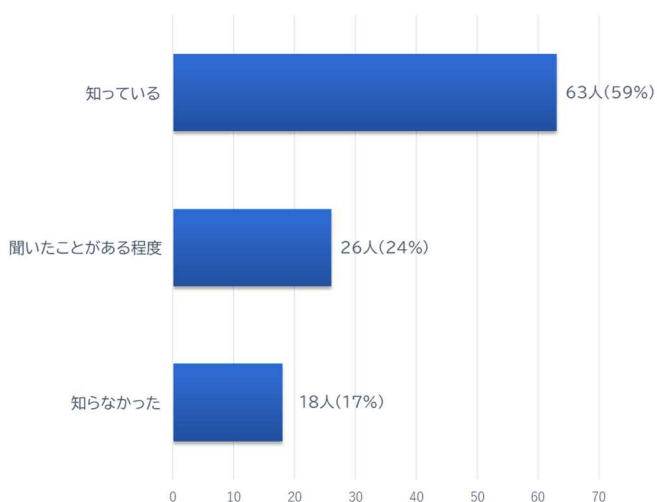
### ○来訪目的



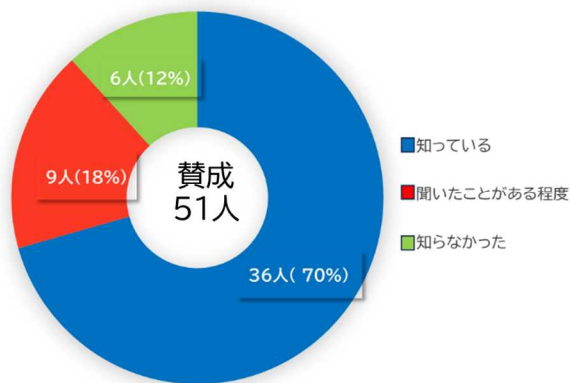
### ○独自に上乗せして宿泊税を導入することについて



### ○宿泊税の認知度

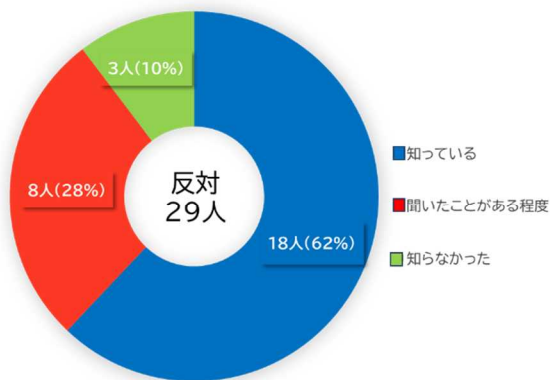


## ○回答別宿泊税の認知度



### <賛成の理由>

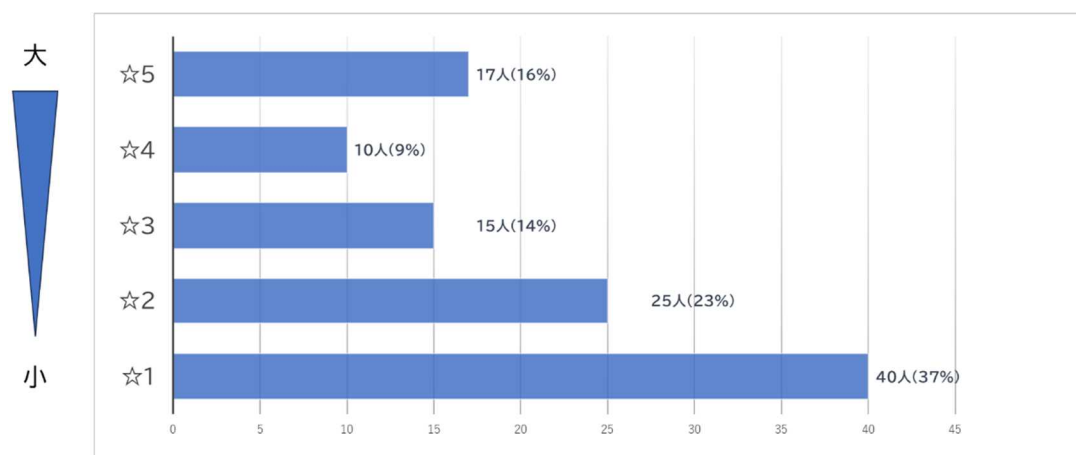
- ・木更津市の駅前や観光が脆弱なのでそれらに充てるのであれば。(東京都)
- ・案内版や交差点の地名表記などが充実したほうがよい。(東京都)
- ・福岡県が導入しているから。(福岡県)
- ・観光地の景観や衛生面を守るためには必要(千葉県)
- ・観光施策に対する投資をする目的であればその税金を観光客が一部負担するのはよいと思う。(東京都)
- ・オーバーツーリズムの問題もあり、景観等を維持するためにも必要(徳島県)



### <反対の理由>

- ・税金の使い方が明確ではない。(木更津市)
- ・どのようなメリットがあるのか不明。(千葉県)
- ・観光施策等の財源は一般会計ですべきで、安易に新たな税負担に求めるべきではない。(千葉県)
- ・観光目的でない宿泊者が税負担することは納得がいかない。(千葉県)
- ・観光施策等の財源を宿泊者のみが負担することに疑問がある。(千葉県)

## ○市が上乗せ導入した場合の影響について



## 参考7 先行自治体の課税要件について

|                  | 東京都                                           | 大阪府                                                                                          | 福岡県                                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 施行日              | 平成 14 年 10 月～                                 | 平成 29 年 1 月～                                                                                 | 令和 2 年 4 月～                                                                         |
| 課税客体             | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所            | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設                     | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設            |
| 課税標準             | 1 人あたりの 1 泊の宿泊料金                              | 1 人あたりの 1 泊の宿泊料金                                                                             | 1 人あたりの 1 泊の宿泊料金                                                                    |
| 納税義務者            | 宿泊者                                           | 宿泊者                                                                                          | 宿泊者                                                                                 |
| 徴収方法             | 特別徴収                                          | 特別徴収                                                                                         | 特別徴収                                                                                |
| 特別徴収義務者          | ・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 | ・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設          | ・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設 |
| 申告期限             | 1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                   | 1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                                  | 1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                         |
| 税率               | ①15,000 円未満⇒100 円<br>②15,000 円以上⇒200 円        | ①15,000 円未満⇒100 円<br>②15,000～20,000 円未満⇒200 円<br>③20,000 円以上⇒300 円                           | 200 円                                                                               |
| 免税点              | 10,000 円                                      | 7,000 円                                                                                      | なし                                                                                  |
| 課税免除<br>(外交大使以外) | なし                                            | なし<br>※万博開催期間中のみ修学旅行生等の取扱いを再度検討                                                              | なし                                                                                  |
| 見直し期間            | 5 年ごと                                         | 5 年ごと                                                                                        | 施行後 3 年、その後 5 年ごと                                                                   |
| 特別徴収交付金<br>交付額   | 納付された金額の 2.5%<br>【交付上限額】<br>1,000,000 円       | ①すべて納期内に完納<br>⇒納期内完納額の 3.0%<br>②納期内に未納の月がある<br>⇒納期内完納額の 2.5%<br>③加算額を伴う増額更生<br>⇒納期内完納額の 1.5% | 納期内納入額の 3.0%<br>(令和 7 年度以降は 2.5%)<br>【交付上限額】<br>2,000,000 円                         |



|                  | 京都市                                                                  | 金沢市                                                                                             | 倶知安町                                                                                            |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施行日              | 平成 30 年 10 月～                                                        | 平成 31 年 4 月～                                                                                    | 令和元年 11 月～                                                                                      |
| 課税客体             | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設                 | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設                                            | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設                                            |
| 課税標準             | 1 人あたりの 1 泊の宿泊料金                                                     | 1 人あたりの 1 泊の宿泊料金                                                                                | 1 人あたりの 1 泊の宿泊料金                                                                                |
| 納税義務者            | 宿泊者                                                                  | 宿泊者                                                                                             | 宿泊者                                                                                             |
| 徴収方法             | 特別徴収                                                                 | 特別徴収                                                                                            | 特別徴収                                                                                            |
| 特別徴収義務者          | ・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所                        | ・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設                                 | ・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設                                 |
| 申告期限             | 1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                          | 1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                                     | 1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                                     |
| 税率               | ①20,000 円未満⇒200 円<br>②20,000～50,000 円未満⇒500 円<br>③50,000 円以上⇒1,000 円 | ①20,000 円未満⇒200 円<br>②20,000 円以上⇒500 円                                                          | 宿泊料金の 2 %                                                                                       |
| 免税点              | なし                                                                   | なし                                                                                              | なし                                                                                              |
| 課税免除<br>(外交大使以外) | 小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者                                | なし                                                                                              | 小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者                                                           |
| 見直し期間            | 5 年ごと                                                                | 5 年ごと                                                                                           | 5 年ごと                                                                                           |
| 特別徴収交付金<br>交付額   | 納付された金額の 2.5 %<br>【交付上限額】<br>1,000,000 円                             | ①すべて納期内に完納<br>⇒納期内完納額の 3.0 %<br>②納期内に未納の月がある<br>⇒納期内完納額の 2.5 %<br>③加算額を伴う増額更生<br>⇒納期内完納額の 1.5 % | ①すべて納期内に完納<br>⇒納期内完納額の 3.0 %<br>②納期内に未納の月がある<br>⇒納期内完納額の 2.5 %<br>③加算額を伴う増額更生<br>⇒納期内完納額の 1.5 % |

|                  | 福岡市                                                                             | 北九州市                                                                            | 長崎市                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 施行日              | 令和 2 年 4 月～                                                                     | 令和 2 年 4 月～                                                                     | 令和 5 年 4 月～                                                                     |
| 課税客体             | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設                            | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設        | 次の宿泊施設への宿泊行為<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設        |
| 課税標準             | 1人あたりの1泊の宿泊料金                                                                   | 1人あたりの1泊の宿泊料金                                                                   | 1人あたりの1泊の宿泊料金                                                                   |
| 納税義務者            | 宿泊者                                                                             | 宿泊者                                                                             | 宿泊者                                                                             |
| 徴収方法             | 特別徴収                                                                            | 特別徴収                                                                            | 特別徴収                                                                            |
| 特別徴収義務者          | ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設 | ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設 | ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者<br>・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法上の民泊施設<br>・国際戦略特区法上の特区民泊施設 |
| 申告期限             | 1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                      | 1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                      | 1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付                                                      |
| 税率               | ①20,000 円未満⇒150 円<br>②20,000 円以上⇒450 円                                          | 150 円                                                                           | ①10,000 円未満⇒100 円<br>②10,000～20,000 円未満⇒200 円<br>③20,000 円以上⇒500 円              |
| 免税点              | なし                                                                              | なし                                                                              | なし                                                                              |
| 課税免除<br>(外交大使以外) | なし                                                                              | なし                                                                              | 小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者<br>その他部活動やスポーツ大会参加者である児童、生徒、引率者           |
| 見直し期間            | 5 年ごと                                                                           | 5 年ごと                                                                           | 5 年ごと                                                                           |
| 特別徴収交付金<br>交付額   | 納期内納入額の 3.0%<br>(令和 7 年度以降は 2.5%)<br>【交付上限額】<br>2,000,000 円                     | 納期内納入額の 3.0%<br>(令和 7 年度以降は 2.5%)<br>【交付上限額】<br>2,000,000 円                     | 納期内納入額の 2.5%<br>【交付上限額】<br>500,000 円                                            |

## 参考8 先行自治体の宿泊税の使途

| 自治体名 | 使途                                                                    |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 東京都  | 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てること。                             |
| 大阪府  | 大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てること。     |
| 福岡県  | 観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てること。                       |
| 京都市  | 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てること。                           |
| 金沢市  | 金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策を図る施策に要する費用に充てること。 |
| 倶知安町 | 世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てること。      |
| 福岡市  | 福岡市観光振興条例に規定する施策に要する費用に充てること。                                         |
| 北九州市 | 観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てること。                |
| 長崎市  | 都市の魅力を高め、国内外に人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光振興を図る施策に要する費用に充てること。                |